

組 対 第 2473号

平成19年9月26日

埼玉県警察本部長

疑わしい取引に関する情報取扱要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する非常に機微な情報を含んでおり、その適切な取扱いを徹底しなければならないことから、

○ 疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する留意事項等について定めている。